

就学援助費の入学前支給の申請受付を開始

☎学校教育課 ☎・☎(582)1141 ☎(582)9441

経済的に困りの保護者は、就学援助費のうち新入学学用品費(通学カバンや制服などの入学準備に必要なものを購入する費用)を、入学前の2月(予定)に受け取ることができます。

☑申請日に市内在住(令和5年3月31日(金)までに市外へ転出予定の人を除く)で、子どもが令和5年4月に市立・国立・県立・私立の小・中学校に入学予定で、下記のいずれかに該当する保護者など

- ①児童扶養手当を受給している人
- ②市民税が非課税の人
- ③市民税が減免されている人
- ④個人事業税が減免されている人
- ⑤国民年金保険料が免除されている人
- ⑥国民健康保険税が減免されている人
- ⑦生活福祉資金の貸し付けを受けている人
- ⑧同一生計を営む(同居している)世帯全員の令和3年中の合計所得額が基準以下の人(基準は世帯構成や年齢によって異なります)

支給予定額 新小学1年生：54,060円/人
新中学1年生：60,000円/人
(支給額は令和4年度入学生の額で、令和5年度は改正される場合があります)

申請方法 12月28日(水)までの平日午前8時30分～午後5時15分に、
下記を持参し学校教育課へ申し込み

☑申請書(学校教育課に設置または市ホームページからダウンロード可)

※学校教育課窓口で記入する場合は、家族全員のマイナンバーが分かるものを持参してください。



ホームページ

- ・振込口座(通帳)の支店名、口座番号、口座名義が分かる面のコピー
- ・申請者(保護者)本人のマイナンバーカード

※マイナンバーカードを作成していない場合は、次の①と②を提示することで代用できます。

①マイナンバーの通知カード

②運転免許証、パスポート、在留カードなど、公的機関で発行された写真付きの本人確認書類(ない場合は健康保険証、児童扶養手当証書、発行から6ヵ月以内の公共料金の領収書など2つ)

- ・証明書類(☑の③～⑦に該当する人のみ)
- ・地方税関係情報の取得に関する同意書(令和4年1月2日以降に転入した人のみ、18歳未満を除く世帯全員の自署したもの。学校教育課に設置または市ホームページからダウンロード可)

☑支給要件に該当しないことが判明した場合は、当該援助費を返還してもらいます。

- ・審査を行うため、申請した人全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ・令和5年4月以降の就学援助を希望する場合は、入学前支給を受給した人でも令和5年3月に「令和5年度就学援助費」の申請を行う必要があります。

固定資産税の届け出・申告をお願いします

家屋関係の届け出や連絡は12月28日(水)までをお願いします

家屋を取り壊したときは「家屋取り壊し届出書」を下記へ提出してください。用紙は下記に設置または市ホームページからダウンロードできます。



ホームページ

また、建築確認申請が不要な10㎡未満の小規模な家屋を建築・増築したときや、家屋の利用用途の変更があった場合は下記へ連絡してください。

償却資産の申告は令和5年1月31日(火)までをお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人が事業のために使用している構築物や機械、器具備品などの償却資産に対しても課税されます。所有者は、資産の多少、異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在の資産状況の申告が義務付けられています。前年度申告をした人には12月中に申告書類を送付します。新たに申告する人は申告書類を送付しますので、下記へ連絡してください。

☎国税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738